

草津市情報化推進計画 (素案)

目次

第1章 趣旨	1
1. 目的	1
2. 位置づけと期間	2
第2章 情報通信技術の社会動向	3
1. 国の情報通信技術を用いた施策	3
2. 滋賀県の情報通信技術を用いた施策	7
3. 情報通信サービスの利用動向	9
第3章 現状と課題	11
1. 草津市における情報化の取組	11
2. 情報通信技術（ICT）による課題解決の可能性とニーズ	16
第4章 情報化推進計画の施策	17
1. 基本理念	17

第1章 趣旨

1. 目的

2010年（平成22年）3月に草津市の情報化の将来像を見据えた様々な情報化施策を明らかにし、市民サービスの向上を念頭に今後の情報化推進のあり方を示すものとして、「草津市情報化推進の指針」を策定しました。

策定から10年が経過した今日においては、AI・RPAをはじめとする情報化技術が飛躍的な進歩を遂げています。

一方、全国的な出生率の低下等により人口は減少の一途をたどり、高齢化率も上昇し続ける中、労働力の圧倒的な減少、経済規模の縮小、社会保障費の増大など数多くの社会課題について、国では「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」によりデジタル社会の実現に向けた重点計画を取りまとめるなど、情報通信技術を活用した様々な取組を進めています。

本市においても一部の地域では人口の減少と高齢化率の上昇がみられ、生産年齢人口の減少などから、今後、本市の行政運営は財政の硬直化により厳しさを増すことが見込まれ、こうした市政を取り巻く社会情勢の著しい変化への影響を最小限に食い止め、今後も安定した行政運営と地域サービスの質を維持していくための対策が急務となっています。

本計画は、近い将来、本市が抱えるこれら多くの課題を、情報通信技術をもって解決することを目指し、国の「官民データ活用推進基本計画」や「スマート自治体への転換」をはじめ、県の「滋賀県ICT推進戦略」などを踏まえ、本市が、「情報通信技術の恩恵を誰もが享受できるまち」となることを目的に策定するものです。

2. 位置づけと期間

2016年（平成28年）12月、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため施行された「官民データ活用推進基本法」（以下、「基本法」という。）に、市町村の努力義務として「市町村官民データ活用推進計画」の策定が求められています。

本計画は、「基本法」第9条第3項に基づき市町村の努力義務として策定する「市町村官民データ活用推進計画」に位置付けるとともに、本市の情報化を進めるための基本的な方向性と情報化施策を明らかにするものとして策定します。

本計画の期間は、国・県の動向や情報通信技術を巡る昨今の急激な技術開発と社会情勢の変化、第6次草津市総合計画第1期期間を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、本計画の策定に伴い、2010年度（平成22年度）から2020年度（令和2年度）までの11年間を計画期間とした「草津市情報化推進の指針」については、2020年（令和2年）3月31日限りでその効力を失うものとしてします。

	令和												
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
第6次草津市 総合計画	第6次草津市総合計画												
	第1期					第2期					第3期		
	草津市情報化推進計画					草津市情報化推進計画					草津市情報化推進計画		
草津市情報化 推進計画					見直					見直			

第2章 情報通信技術の社会動向

1. 国の情報通信技術を用いた施策

(1) 国家IT戦略の推移

政府は、2001年（平成13年）1月に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（IT総合戦略本部）を設置し、「e-Japan戦略」を策定することにより、全ての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組（ブロードバンド回線の普及等のインフラ面や技術面）を開始しました。

その後、ネットワークインフラの整備に重点を置いた施策を進め、2013年（平成25年）6月に、新たなIT戦略（世界最先端IT国家創造宣言）を閣議決定しています。

2016年（平成28年）12月、国が官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するため「官民データ活用推進基本法」が施行されました。

これを受け、2017年（平成29年）5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」の実現に向けた重点計画を取りまとめ、「成長戦略実行計画」等の閣議決定の中で、デジタル市場のルール整備、スマート公共サービス等の取組を進めています。

2019年（令和元年）5月には、「デジタル手続法（デジタルファースト法）」が成立し、行政手続きを原則インターネットで受け付けるようにするとともに、行政手続きをITで処理する「デジタルファースト」、同一の情報提供は求めない「ワンスオンリー」、手続きを一度に済ます「コネクテッド・ワンストップ」の3原則を柱として、デジタル政府の一層の推進を図っています。

また6月には、IT総合戦略本部の官民データ活用推進戦略会議において、「デジタル時代の新たなIT政策大綱」が示され、その中で、デジタル時代を勝ち抜くための環境整備と社会全体のデジタル化による課題解決について明記するなど、デジタル時代のIT政策のあるべき姿が提示されています。

(2)社会全体を通じたデジタル・ガバメント


2019年（令和元年）6月に変更された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（閣議決定）において、社会課題を解決し経済成長を実現するための鍵として、社会全体を通じたデジタル・ガバメントを推進するとしています。

◆目指す社会像

- 1)必要なサービスが、時間と場所を問わず最適な形で受けられる社会
- 2)官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会

重点取組 「我が国社会全体を通じた、デジタル・ガバメント」

○ デジタル技術の徹底活用と、国と地方、官と民の枠を超えた行政サービスの見直しにより、デジタル社会に対応したデジタル・ガバメントを実現し、社会課題の解決、経済成長の実現を目指す。

デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革	デジタル・ガバメントの実現を支える環境整備	地方公共団体のデジタル化
<p>□ デジタル手続法において明確化されたデジタル化3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）に基づき、デジタルを前提とした社会基盤の構築を推進。</p> <p>□ 国民にとって、「すぐ使えて」「簡単に」「便利に」行政サービスの実現 手続のオンライン原則化、添付書面の撤廃、ワンストップサービス（子育て、引越し、介護、死亡・相続といったライフイベントに係る手続等）を推進。</p> 	<p>□ 政府情報システム予算・調達の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府情報システムについて、内閣官房IT総合戦略室の下、予算要求前から執行の段階までの年間を通じたプロジェクト管理を本年度から一部開始し、順次拡大を図る。また、デジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求・一括計上を来年度から順次開始。 ・ こうした取組を通じて、令和2年度時点での運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、令和7年度までに3割削減を目指す。 <p>□ クラウドをはじめとした先進技術の更なる活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省は、クラウドサービスの利用を第一候補として、情報システムを導入する（クラウド・バイ・デフォルト原則）。 ・ クラウドサービスの安全性評価制度について、来年初の全政府機関等での利用開始に向け、本年度中に実証を行いつつ、評価基準や制度の整備を行う。 	<p>□ 住民サービスのフロント部分に加え、バックオフィスも含め、エンドツーエンドでIT化・BPRを徹底し、住民の利便性向上、行政の効率化、地域の諸課題の解決を目指す。</p> <p>□ 住民とのインターフェースのデジタル化 マイナンバーカードの普及拡大に加え、マイナンバーの電子申請受付機能の活用に向けた地方公共団体への支援を実施。</p> <p>□ システム等の共同利用 複数団体による共同でのクラウド化を行う自治体クラウドについて、令和5年度末までに約1,100団体での導入を目標として推進。また令和元年中に、地方公共団体がシステム等を共同利用することを容易にする場「自治体ピッチ」を設ける。</p> <p>□ 地方の官民データ活用推進計画 地方公共団体のデジタル化のために財政面を含めた支援を行い取組を促進し、令和2年度末までに全ての都道府県で計画策定を完了。</p>

（※2019.6 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 IT新戦略の概要より引用）

(3)官民データ活用推進基本計画に基づく施策の推進

官民データ利活用には、国と地方公共団体間及び、地方公共団体間の施策について、一定の整合性を確保し、官民データを円滑に利活用することが必要不可欠です。

情報通信技術の進歩や行政サービスの高度化、少子高齢化等の背景から、問題が起きる前に対応する予測予防型のサービスや、個人情報などを安全かつ有効に活用して個人にカスタマイズして情報提供するサービスなどの有用性が期待されています。特に、地方公共団体が保有しているデータを有効活用し、住民サービスの向上や根拠に基づく政策立案（EBPM）等に役立てるための取組が進められています。

(4) デジタル手続（ファースト）法

2019年（令和元年）5月に成立したデジタル手続法において、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル化3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）が基本原則として明確化され、行政手続の原則オンライン化、添付書類の撤廃及びワンストップサービスの推進に取り組むことにより、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」行政サービスの実現を目指としています。

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、情報システムの共有化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

（※2019.5.31 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 デジタル手続法についてより引用）

(5) スマート自治体への転換

総務大臣主催の自治体戦略2040構想研究会が2018年（平成30年）7月にまとめた第二次報告において、スマート自治体への転換として、自治体の経営資源が制約される中、法令に基づく公共サービスを的確に実施するためには破壊的技術（AIやロボティクスなど）を積極的に活用して、自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が欠かせないとしています。

(6)マイナンバーカードの普及、利活用の推進

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、マイナンバーカードの普及を強力に推進するとともに、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとし、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図るとしています。

マイナンバーカードの普及促進等のポイント

- 国民が**マイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため**、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「**マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施**」や「**マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み**」など、**マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する**。

1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として**令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用**。
- マイキープラットフォームの改修や**制度の具体化・広報**、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、**利用環境の整備等**を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを**令和3年3月から本格運用**。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、**令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し**、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の**読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施**。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、**保険者毎の被保険者のカード取得促進策**を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による**本年度中のマイナンバーカードの取得を推進**。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとの**マイナンバーカード交付円滑化計画**の策定の推進と**定期的なフォローアップ**を行うとともに**必要な支援を実施**。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

(※2019.6.4 デジタル・ガバメント閣僚会議（第4回）資料1－1より引用)

(7)デジタル・デバイドの格差解消対策

情報通信技術の進展は、社会に大きな変革をもたらすとともに、私たちに様々な恩恵をもたらしており、社会全体のデジタル化を進めるにあたっては、全ての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境整備が求められ、特に、高齢者等に対しデジタル活用支援員の仕組みについて、全国展開を視野に入れた検討を行い、誰もが情報通信技術の恩恵を享受できるよう情報バリアフリー関連施策を積極的に推進していくとしています。

2. 滋賀県の情報通信技術を用いた施策

2018年（平成30年）3月に策定された「滋賀県ICT推進戦略」では、日々進展するICT（情報通信技術）やサービス、データの収集・分析技術を的確に捉え、施策をブラッシュアップしながら、県民の生活の質の向上、経済活動におけるイノベーションの創出、安全・安心な地域づくり等に取り組むとしています。

(1)方針

基本方針1 全ての県民にICT・データ利活用を広げていく

ICTやデータの利活用が大きな効率化や新たな価値の創造をもたらす一方で、年齢、身体的な制約、地理的条件、所得等による利活用の差が個人の生活の質に影響すると考えられています。

実際の生活や社会の様々な場面において、全県民が身近にその便益を受けることができるようにICTやデータの利活用を進めていきます。

基本方針2 ICT・データを活用し、限りある資源を共有・シェアする

人口減少社会に対応し、県民の生活や産業の持続可能な発展を実現するためには労働力、財源、エネルギー等、限りある資源を効率的かつ有効に利用することが求められています。

インターネットのマッチング機能を活かしたシェアリング・エコノミーの視点を取り入れたり、ビッグデータを共有して利用したりすること等により、ICTやデータを活用し、有形・無形の資源の共有・シェアを進めていきます。

基本方針3 多様な主体・異分野の連携によりICTデータで新たな価値を創造する

新たなIoTサービスの創出など、ICTやデータを活用して生活・産業に新しい価値やイノベーションをみ出すため、ユーザー、事業者、NPO、大学行政など、多様な主体による緊密な連携・協働を進めていきます。

また、関連のある異分野の施策を組み合わせたアプリケーションの開発等（「防災×観光」「農業×観光×環境等」）、親和性の高い分野におけるICTやデータの利活用を進めていきます。

(2)重点戦略

重点戦略1 地域・産業で再創造する（～ICTで創る～）

- ①IoTの推進による地域の課題解決と本県経済の活性化
- ②スマート農業の推進
- ③地域のエネルギー・交通への活用
- ④ICTの活用による観光振興
- ⑤マイナンバーカードを活用した地域の活性化
- ⑥シェアリング・エコノミーの普及促進

重点戦略2 安全・安心な生活を守る（～ICTで守る～）

- ①防災・防犯分野におけるICTの活用
- ②健康・医療・介護分野におけるICTの活用
- ③社会資本の整備・維持管理におけるICTの活用

重点戦略3 働き方・行政サービスを革新する（～ICTで変える～）

- ①ICTによる「働き方改革」の実現
- ②インターネット利用による手続等に係る取組(オンライン化原則)
- ③オープンデータの推進
- ④マイナンバー制度の普及・活用
- ⑤業務・システム改革
- ⑥EBPMの推進

重点戦略4 滋賀県発の人材を育成する（～ICTを（で）育てる～）

- ①専門教育
- ②学校教育
- ③ICTリテラシー
- ④官民データ活用基盤の構築（後掲）

重点戦略5 ICT基盤を確立する（～ICTを支える～）

- ①情報通信ネットワークの整備促進
- ②官民データ活用基盤の構築
- ③ICTおよびデータの活用を推進するための場づくり

3. 情報通信サービスの利用動向

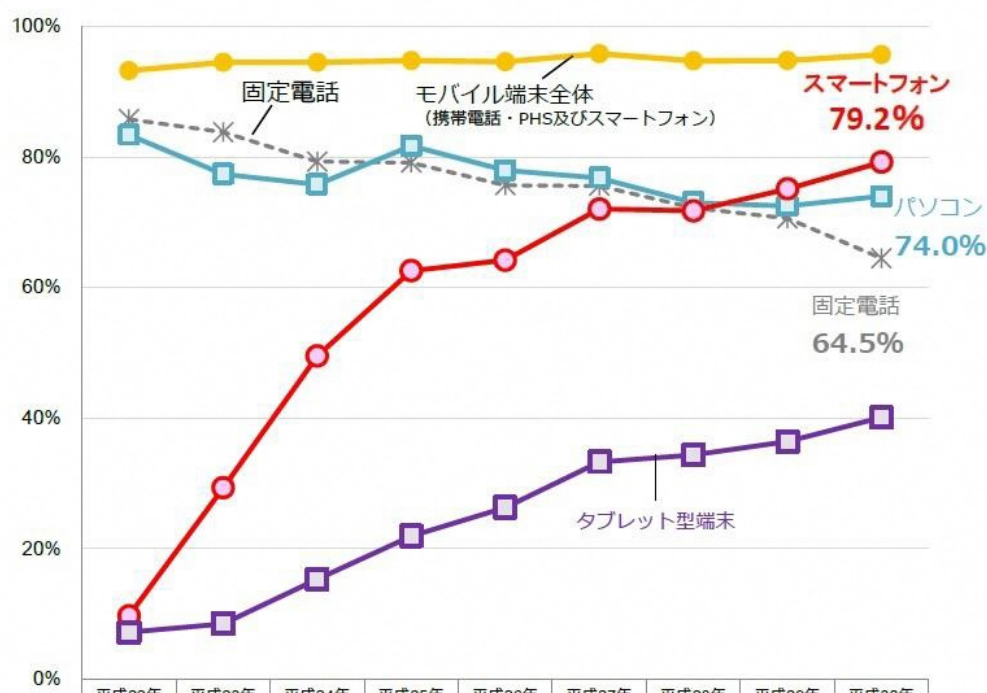
(1) 情報通信機器の普及

総務省が2018年（平成30年）9月末に実施した世帯及び企業における情報通信サービスの利用動向調査の結果によると、世帯の情報通信機器の保有状況は、「モバイル端末全体」で95.7%となり、その内数である「スマートフォン」は79.2%で、「パソコン」(74.0%)を上回っています。

主な情報通信機器の保有状況(世帯)

(平成22年～平成30年)

スマートフォンを保有している世帯の割合が、約8割まで増加しており、固定電話(64.5%)・パソコン(74.0%)を保有している世帯の割合を上回っている。



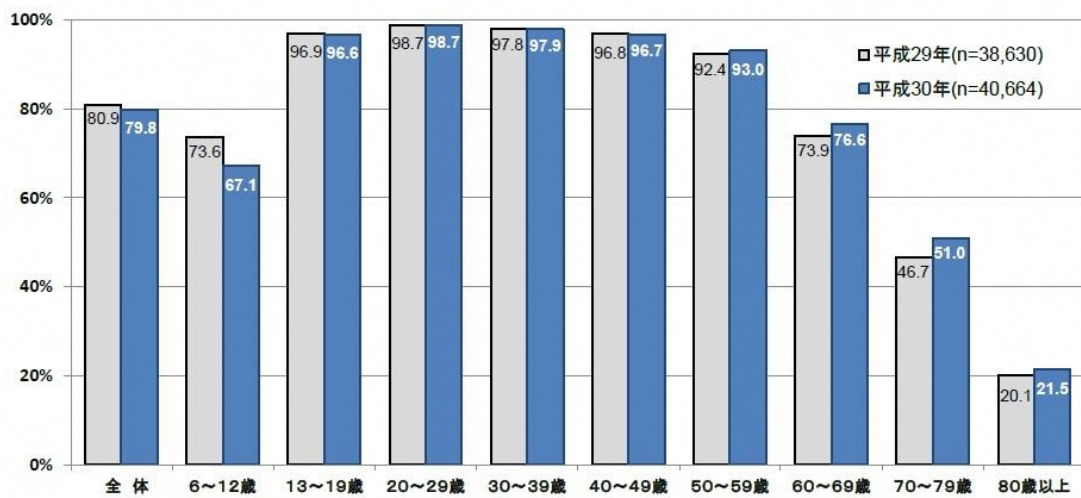
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
固定電話	85.8	83.8	79.3	79.1	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5
パソコン	83.4	77.4	75.8	81.7	78.0	76.8	73.0	72.5	74.0
スマートフォン	9.7	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2
モバイル端末全体	93.2	94.5	94.5	94.8	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7
タブレット型端末	7.2	8.5	15.3	21.9	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1

※当該比率は、各年の世帯全体における各情報通信機器の保有割合を示す。

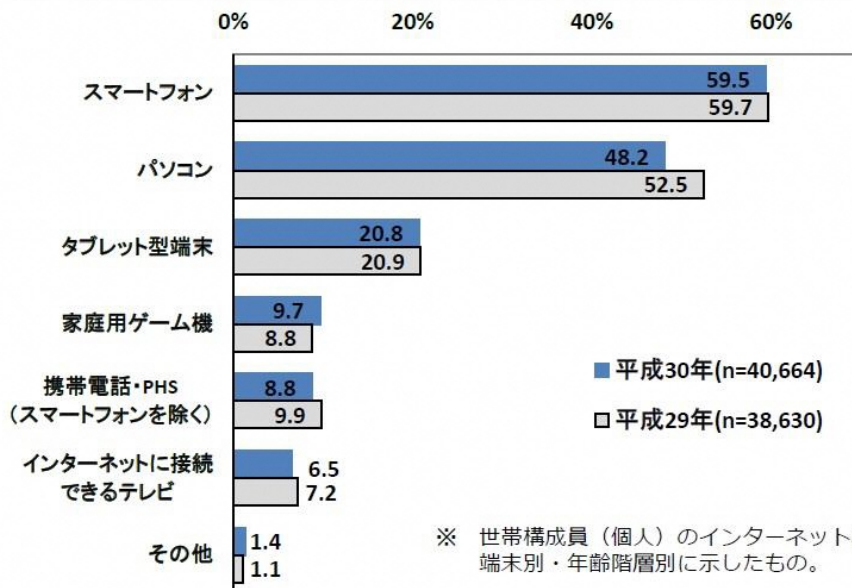
(※2019.5.31 総務省平成30年通信利用動向調査の結果より引用)

インターネット利用者については、13歳から59歳までの利用が9割を超え、個人のインターネット利用機器に関しては、スマートフォンがパソコンを上回っています。

インターネット利用状況(個人)



インターネット利用機器の状況(個人)



(※2019.5.31 総務省平成30年通信利用動向調査の結果より引用)

第3章 現状と課題

1. 草津市における情報化の取組

本市では、2010年（平成22年）3月に策定した「草津市情報化推進の指針」の基本理念で示した情報化推進の指針に基づき、主に窓口サービスの高度化や情報システムの最適化・基盤の充実などの取組を進めています。

(1)草津市情報化推進の指針

- ①本市の活力を広く知ってもらう情報化の推進
- ②市民サービスの向上に資する情報化の推進
- ③行政運営の向上に資する情報化の推進

(2)草津市の情報化推進施策取組状況

①オープンデータの推進

㊦オープンデータカタログサイトの構築

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、保有するデータのオープンデータ化に取り組んでいます。

ダウンロードできるデータには、「市政情報」をはじめ、「くらし」、「学ぶ・楽しむ」、「福祉・健康」、「子育て」、「GIS 連携データ」に及び市民生活に密接に結び付く情報も多く含まれています。

㊦公開型GISサイトの構築

オープンデータカタログサイトとともに公開型GISサイトを構築し、草津市が保有する道路や公共施設等の地図情報のオープンデータ化に取り組んでいます。

防災マップをはじめ、都市計画図、まめバス路線図や教育施設、各種健診、ごみ収集地区など市民生活にかかわりの深い情報の公開を進めています。

②システム構築における民間サービス利用の促進

クラウドを含めた民間サービスを積極的に活用し、必要な機能の柔軟かつ迅速な導入、投資対効果の向上に取り組んでいます。

㊦メール配信サービス

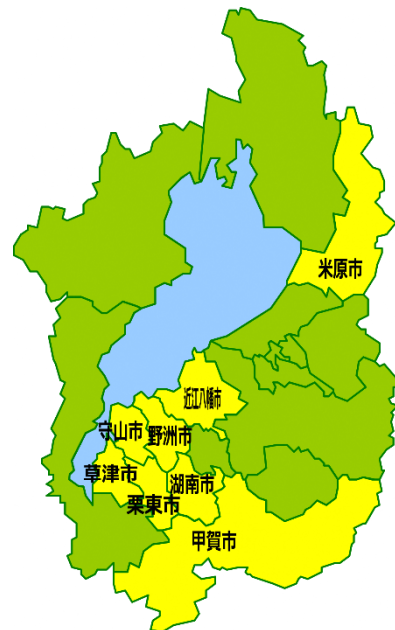
あらかじめ登録されたスマートフォンやパソコンのアドレスに、不審者情報などの「安全安心情報」や、予防接種・健診などの「健康づくり・保健衛生情報」、さらに、生涯学習やスポーツ振興にかかる「各種イベント」などの情報を配信しています。

①簡易電子申請システム

市の一部の手続きについて、インターネットを利用して、24時間365日、申請や届け出をすることができる簡易電子申請サービスに取り組んでいます。

③おうみ自治体クラウド協議会（法定）による基幹系システム等の共同調達事業

2013年（平成25年）10月にグループウェアを近隣市と共同調達したことを契機として、2019年（平成31年）4月時点で8市（草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、近江八幡市、米原市、甲賀市）からなるおうみ自治体クラウド協議会を結成し、住民記録や税情報などからなる基幹系システムをはじめ、図書システムや、印刷物等の共同調達、共同発注に取り組んでおり、業務効率化と経費削減を共同で進めています。



おうみ自治体クラウド協議会沿革

2015年（平成27年）10月	おうみ自治体クラウド協議会設立 （草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市）
2017年（平成29年）4月	近江八幡市が加入
2018年（平成30年）4月	米原市が加入
2019年（平成31年）4月	甲賀市が加入

おうみ自治体クラウド協議会共同調達事業

- ・基幹システム
- ・コンビニ交付システム
- ・コンビニ収納代行業務
- ・公金収納代行サービス
- ・戸籍システム
- ・図書館システム
- ・グループウェア
- ・帳票アウトソーシング
- ・プレミアム付商品券システムサービス利用事業 等

④中間標準レイアウト仕様の活用

システム更改時における調達要件として、中間標準レイアウトを仕様とすることで、ベンダーロックインを回避するとともに、最適な製品選定、システム導入コストの削減に取り組んでいます。

⑤教育の情報化

ICTを学校教育に積極的に活用する「教育の情報化」に注力した取組を進める中で、2016年（平成28年）3月に「草津市教育情報化推進計画」を策定し、子どもの生きる力を育むこと、そして学校の教育力を高めるための方策として、ICTを活用したさらなる教育の情報化に取り組んでいます。

（主な取組）

- ・草津型アクティブ・ラーニングの全市展開
- ・校務支援システムの活用による校務の効率化
- ・教員のICT活用指導力向上に向けた教職員研修の実施

⑥RPAの実証実験、導入検討

情報システムに関わる最新技術の動向や社会情勢の変化を踏まえ、急速に開発や実用化が進むRPAといった先端技術を積極的に活用し、自動化による工数削減となる業務を見極め、導入効果の検証を行い、本格導入へ向けた検証に取り組んでいます。

⑦子ども・子育て支援 A I 化事業

子ども・子育て支援のさらなる充実に向けた糸口として、多様な保護者からの希望条件をとらえ、保育所等の入所選考を早く、きめ細やかに行うことによって、保護者の満足度の向上と人件費の削減を図ることを目的とし、保育所 AI 入所選考システムを利用しての入所調整に取り組んでいます。

⑧びわ湖 Free Wi-Fi の推進

滋賀県内で整備が進むびわ湖 Free Wi-Fi（インターネットを利用した情報収集と発信が容易にできる無料公衆無線 LAN）の整備を推進しています。

⑨スマート自治体滋賀モデル研究会への参画

2019 年（令和元年）7 月 3 日に県内における行政サービスの改革による住民の利便性向上および自治体組織の働き方改革に資する行政事務の効率化を推進することを目的としており、草津市では発足当初より参画し、滋賀県をはじめ大津市、近江八幡市とともに、I C T を活用した県内独自の取組の企画、提案に向けた情報の収集および交換、事例検証、課題整理、解決方策の検討に取り組んでいます。

⑩引越しワンストップサービス実証実験

引越しに際して行う様々な手続の負担を軽減すべく、国において推進している「引越しワンストップサービス」のマイナポータルを活用した転出手続の電子申請や来庁して行う転入手続の効率化などのサービスなどの実装に向けての実証実験に参加しています。

⑪セキュリティ対策

国において求められている自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を実施しました。

全国の自治体に求められる三層の情報セキュリティ対策

- 1 マイナンバー利用事務系（基幹系）は、住民情報の流出を徹底して防ぐ。
- 2 L G W A N 接続系とインターネット接続系を分割する。
- 3 インターネット接続口を都道府県ごとに集約（自治体情報セキュリティクラウド）して高度な監視を行う。

(3)草津市情報化推進の指針の総括

草津市情報化推進の指針においては、市民サービスの向上に資する情報化の推進として、防災マップをはじめ都市計画図などの市民生活にかかわりの深い地図情報を公開するためのGISサイトの構築や、ICTを学校教育に積極的に活用する教育の情報化への取り組みを進め、さらに、行政運営の向上に資する情報化の推進として、おうみ自治体クラウド協議会による基幹（住民情報）系システム等の共同調達による業務効率化と経費削減を進めるなど、一定の成果を上げることができました。

一方で、産業の情報化（情報通信技術を活用した異業種間交流や人材の育成支援）や、地域コミュニティの情報化支援（文化施設やスポーツ施設などの予約状況にかかる情報提供）、くらしのサービスの充実（窓口サービスの高度化、情報化）においては十分な進展が図れたとは言えず、さらなる情報化に取り組む必要があります。

また、草津市情報化推進の指針を策定して10年が経過し、情報通信技術の進展とともに情報をやり取りする手法や、パソコンや携帯電話からスマートフォンやタブレット端末に代表されるスマートデバイスへと急速に変化する中で、市民ニーズも広がっています。

このように草津市情報化推進の指針を進める中で生じた課題については、日々進化する情報通信技術を積極的に活用することで、さらに市民サービスの向上につながるものとなるよう取り組んでいく必要があります。

2. 情報通信技術（ICT）による課題解決の可能性とニーズ

情報通信技術（ICT）は、あくまでも行政サービスを提供するための手段であるとともに、ICTの利活用の出発点は市民のニーズであることから、市民意識調査から浮かび上がる課題についても情報通信技術を活用して改善、さらに解決へと導ける可能性があります。

多種多様な市民ニーズについて、「草津市のまちづくりについての市民意識調査」（2018年（平成30年））のうち基本方針別に見た重要度評価から必要なニーズを把握します。

(1)市民意識調査（基本方針別にみる重要度評価）からみた市民ニーズ

市民ニーズが比較的高いと思われる項目は以下のとおりです。

- ①「人」が輝くまちをつくるための基本方針
 - ➔ 「子どもの生きる力を育む教育の推進」
 - ➔ 「学校の教育力の向上」
- ②「安心」が得られるまちをつくるための基本方針
 - ➔ 「犯罪のないまちづくり」
 - ➔ 「あんしんできる高齢期の生活への支援」
 - ➔ 「あんしんして子育てができる環境づくり」
- ③「心地よさ」が感じられるまちをつくるための基本方針
 - ➔ 「水の安定供給」
 - ➔ 「安全・安心な道路の整備」
- ④「活気」があふれるまちをつくるための基本方針
 - ➔ 「農業の振興」
 - ➔ 「観光の振興」
- ⑤「行財政マネジメント」のための基本方針
 - ➔ 「職員力の向上」
 - ➔ 「健全な市政運営」
 - ➔ 「市民との情報共有の推進と公正の確保」

第4章 情報化推進計画の施策

1. 基本理念

全国的な人口減少社会の中、本市においても年々高齢化率が高まるなど、市政を取り巻く様々な環境が変化・多様化し、よりきめ細かな市民サービスの提供が求められています。厳しい財政状況をはじめ、近い将来訪れる人口減少局面で生じる様々な課題による影響を最小限に食い止めつつ、今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していく、市政を取り巻く社会情勢の著しい変化に対応することのできる施策が必要です。

本市が抱える様々な課題や市民ニーズを情報通信技術（ICT）によって解消し、市民中心の行政サービスを実現するため、本計画の基本理念を次のとおり定めます。



ICTの恩恵を誰もが享受できるまち 草津